



平成 18 年 3 月 15 日

各 位

株式会社ペイントハウス

代表取締役社長 田子 和則

( J A S D A Q ・ コード 1731 )

問い合わせ先

取締役 田口 幸光

電話 042 - 310 - 2250

### 上場廃止禁止仮処分命令の決定に対する即時抗告申立に関する決定についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 2 月 20 日付「上場廃止禁止仮処分命令申立に関する決定ならびに即時抗告申立について」にて開示いたしました即時抗告の申立に関し、本日代理人弁護士を通して東京高等裁判所から平成 18 年 3 月 14 日付の決定書を受領いたしましたのでお知らせいたします。なお、当社といたしましては今後、最高裁判所への特別抗告の申立または東京地方裁判所への許可抗告の申立、あるいは双方を行うことを検討してまいります。

#### 記

##### 1. 決定の概要

- ( 1 ) 決定日 : 平成 18 年 3 月 14 日
- ( 2 ) 決定の内容 : 本件抗告を棄却する。

##### 2. 本件決定の内容

別紙にて決定書原本を添付いたします。

##### 3. 本裁判に対する今後の対応

本件に対し当社の取りうる対応は以下のとおりです。

最高裁判所への特別抗告の申立

東京高等裁判所への許可抗告の申立

最高裁判所への特別抗告および東京高等裁判所への許可抗告双方の申立

、 、 のいずれかの申立を申立期間内( 通知を受けた日から 5 日以内 ) に行う予定ですが、決定次第お知らせいたします。

以上

平成18年(ワ)第271号上場廃止禁止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件  
(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第4290号)

決 定

東京都多摩市落合1丁目47番地

抗 告 人	株式会社ペイントハウス
代表者代表取締役	田 子 和 則
代理人弁護士	本 田 俊 雄
同	金 子 悦 司 郎
同	水 成 直 也
同	森 哲 也
同	國 吉 步
同	土 田 慎 太 郎
同	岡 林 俊 夫
同	富 本 和 男
同	山 本 雄 祐
同	日 下 隆 浩

東京都中央区日本橋人形町1丁目14番8号

被 抗 告 人	株式会社ジャスダック証券取引所
代表者代表取締役	筒 井 高 志

主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

本件抗告の趣旨及び理由は、別紙即時抗告状及び第1主張書面記載のとおりである。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、抗告人において、被抗告人と株券上場契約を締結し、自社の株券を被抗告人の登録銘柄として登録させているところ、上記株券上場契約に規定されている上場廃止基準に照らして、何ら抗告人の株券の上場を廃止すべき理由がないにもかかわらず、被抗告人がその上場を廃止しようとしていると主張し、上記株券上場契約に基づき上場を求める権利を被保全権利として、上場廃止を禁止する仮処分を申し立てた事案である。
- 2 原審裁判所は、上記株券上場契約には、株券上場廃止基準を定めた付款があり、その第2条4号には「債務超過（債務超過の状態となった場合において、1か年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき）」が規定されているところ、抗告人は、社債償還債務につき債務免除を受けたとして、同号規定の1か年以内に債務超過の状態を解消したと主張するが、債務一般について、その消滅を実現原則に従って判断するときには、法的に債務消滅の効果が発生した時点で債務の消滅を認識・計上するのが適正な会計処理だとするのが一般的な見解であり、これに基づくと、本件においては、法的に債務が消滅したと評価できる時点は、債務超過の状態となったときから1か年を経過した後になるとして、結局、抗告人が、同号に該当する可能性は高いといえ、被抗告人が、何ら上場廃止理由がないにもかかわらず、抗告人の株券の上場を廃止しようとしているとは認められないとして、抗告人の申立てを却下した。
- 3 前提となる事実、主な争点及び主な争点についての当事者の主張は、原決定の「事実及び理由」中の第2の1ないし3記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件において、抗告人が債務超過の状態となったときから1か

年以内の時点で、本件債務免除により債務消滅の効果が発生し、債務超過が解消されたと一応認めることは困難といわざるを得ないから、抗告人の主張する被保全権利につき疎明があったものとは認められず、その余の点について判断するまでもなく、抗告人の本件申立ては理由がないと判断する。その理由は、原決定7頁1行目から2行目にかけての「企業会計原則による必要はなく」を削除するほかは、原決定の「事実及び理由」中の第3記載のとおりであるから、これを引用する。

## 2 抗告理由について

- (1) 抗告人は、原決定が金融負債の消滅について実務指針第43項によるべきであって、企業会計原則による必要はないと判示したが、企業会計原則は全ての企業が従わなければならない基準であり、金融商品会計基準等のみによって、本件会計処理を考察することは失当である旨主張するとともに、実務指針についていえば、本件において適用されるべきなのは、第43項2号であるところ、同号は、単に「契約上の義務が消滅する。」と規定するのみで、あえて「法的」という文言を用いていないことから、義務の消滅につき法的な効果が生じていることを要しないと解すべきである旨主張する。

しかしながら、本件の債務免除益の会計処理に当たっては、社債という金融負債の消滅を伴うものであるから金融商品会計基準や実務指針が適用されることは当然であることは、抗告人自身が自認するものであるところ、実務指針第43項の解釈としては、契約上の義務が消滅したというためには法的な債務の消滅を要すると解することは極めて自然かつ合理的であり、原決定摘示の関係証拠によれば、このような考え方が会計実務においても一般的に採用されていることがうかがわれる。また、企業会計原則によれば、収益利益については発生に加えその確実性をその認識要件とするとされているところであるが、実務指針は、金融負債につき、その消滅の認識要件として第43項を定めており、金融負債の特殊性にかんがみ、企業会計原則にいう「収

益利益の発生及びその確実性」を金融負債の消滅の場合に具体化したものとして、第43項の認識要件が定められているものと解することができるから、第43項と企業会計原則が両立し得ないものと解する必要もない。抗告人が指摘する原決定の関係部分の判示は、実務指針第43項の解釈をするに当たって、再度、企業会計原則にいう「発生及びその確実性」の概念を持ち出す必要がないことを指し示すものにすぎず、表現ぶりに正確性を欠く面があるとしても、本件において企業会計原則の適用がないとするものとは解し得ない。したがって、この点に関する抗告人の主張は採用できない。

- (2) 抗告人は、契約上の義務の消滅が法的債務消滅時期によって決せられるべきものであるとしても、本件においては、平成17年8月中に債務消滅の法的な効果は生じたと解すべきである旨主張する。

しかしながら、抗告人の主張する平成17年8月3日の第1回社債権者集会における決議については、債務免除そのものではなく、債務免除に関する和解契約の締結等をUFJ銀行に授権することが決議されたのに止まっていることはさておくとしても、その際の授権内容は、「社債権者は、抗告人に対し、UFJ銀行が第3項に基づき抗告人から平成17年8月末日限り第1項の元金13億円を受領するのと引換に、第1項のその余の支払義務を免除する。」というものであり、その文言や債務免除における慣行等に照らし、13億円の受領を停止条件として残金の支払義務を免除したものと解するのが相当であり、抗告人による13億円の支払の有無を問わず、残金については即刻免除する趣旨であると認めることはできない。

また、抗告人は、仮に、上記決議における13億円の受領が停止条件に当たるとしても、当事者の意思に照らせば、その効果は遡及すると解すべきであるとするが、当事者の意思が抗告人主張のとおりであったと認めるに足りる的確な資料はなく、また、契約や合意等の当事者間においては格別としても、対第三者との関係において、法的に確定されるべき債務消滅時期を当事

者の意思や事後的な合意によって任意に変更することは許されないというべきであるから、この点に関する原告人の主張も採用し得ない。そうすると、上記社債権者集会における授権に基づく和解契約により平成17年8月末日までにUFJ銀行が原告人から13億円を受領したことを疎明するに足りる資料がない以上、平成17年8月中に債務消滅の法的効果が生じたと認めることは困難というほかない。

なお、原告人は、「債務者（被告）は、債権者（原告）の株券につき、ジャスダック証券取引所における上場を廃止してはならない。」として、一般的に、かつ、期間も限定しない仮処分を求めるものであるから、このような申立ては、本件上場契約上、被告において「株券上場廃止基準」に基づき株券の上場廃止をすることができることが明らかであることに照らせば、結局、被告に対し、株券の上場廃止基準に該当しないのに上場廃止をしてはならないことを一般的に求めるに等しく、保全の必要性は認め難いものであるし、上記株券上場廃止基準に当たらないことが明白であるにもかかわらず、被告において特定の事由がこれに当たるとして、株券の上場廃止をしようとしているような場合には、事前に仮処分を求める必要性を肯定し得る場合があるとしても、本件においては、前示のとおり上記上場廃止基準第2条4号に該当する可能性が高いのであるから、いずれにしても原告人の本件原告は理由がない。

- 3 以上によれば、原決定は相当であり、本件即時原告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成18年3月14日

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

即時抗告状

平成18年2月20日

東京高等裁判所民事部 御中

抗告人訴訟代理人

弁護士 本 田 俊 雄



同 金 子 悦 司 郎



同 水 成 直 也



同 森 哲 也



同 國 吉 歩



同 土 田 慎 太 郎



同 岡 林 俊 夫



同 富 本 和 男



同 山 本 雄 祐



同 日 下 隆 浩



当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり



上記当事者間の東京地方裁判所平成17年(ヨ)第4290号上場廃止禁止仮処分申立事件について、同裁判所民事第9部が平成18年2月17日にした仮処分命令申立を却下する決定は、不服であるから、抗告人は即時抗告する。

第1 原決定の表示

- 1 本件申立を却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

第2 即時抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、抗告人の株券につき、ジャスダック証券取引所における上場を廃止してはならない。
- 3 訴訟費用は、原審、抗告審共に相手方の負担とする。との決定を求める。

第3 即時抗告の理由

おって主張書面にて主張する。

第4 添付書類

訴訟委任状 1通

資本金明書 1通

以上

(別紙)

当事者目録

抗告人(債権者)

〒206-0033

東京都多摩市落合一丁目47番地

株式会社ペイントハウス

代表者代表取締役 田 子 和 則

抗告人訴訟代理人

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3番10号

紀尾井町ガーデンタワー2405号

法律事務所あすか(送達場所)

弁護士 本 田 俊 雄

同 金 子 悦 司 郎

同 水 成 直 也

同 森 哲 也

同 國 吉 歩

同 土 田 慎 太 郎

同 岡 林 俊 夫

同 富 本 和 男

同 山 本 雄 祐

同 日 下 隆 浩

相手方(債務者)

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町一丁目14番8号

株式会社ジャスダック証券取引所

代表者代表取締役 筒 井 高 志

平成18年(ラ)第271号

### 第1主張書面

平成18年 3月 3日

東京高等裁判所第16民事部 御中

抗告人訴訟代理人

弁護士 本 田 俊 雄



同 金 子 悦 司 郎



同 水 成 直 也



同 森 哲 也



同 國 吉 步



同 土 田 慎 太 郎



同 岡 林 俊 夫



同 富 本 和 男



同 山 本 雄 祐



同 日 下 隆 浩



## 第1 はじめに

1 原決定は、①金融負債の消滅は、法的に債務が消滅したと評価できる時点で債務免除益を認識・計上するとし、②法的に債務が消滅するのは、債権者がUFJ銀行に13億円を支払った平成17年10月21日であるから、本件債務免除益は、同日に計上すべきだとして、抗告人が第4号基準に該当する可能性が高いと判断する（略称は全て原決定による。以下同じ。）。

2 しかしながら、原決定は、①、②いずれも、その判断を誤ったものといわざるを得ず、取り消しを免れないものである。

以下、詳論する。

## 第2 債務免除益の認識・計上時期(①)について

### 1 理由不備

まず、原決定は、上記①につき、「一般的な見解である」として、上記判断を行うものであるが、そもそも「一般的」であるかは疑問を有せざるを得ないばかりか、仮にその点はさておくとしても、一般的見解イコール正しい見解と解することは論理の飛躍も甚だしいことはいうまでもない。

よって、原決定には、理由不備の違法（民事保全法第16条本文）があるといわざるを得ない。

### 2 企業会計原則不適用

また、原決定は、実務指針43項が、金融負債の消滅の認識要件を具体的に定めたものであると解することを前提として、金融負債の消滅については同項によるべきであって、企業会計原則による必要はないとする。

しかし、原決定の判断は、以下に述べる理由から、正しいものではない。

(1) 債務免除益の認識時期に関して考慮すべき会計原則等

ア 企業会計原則

企業会計原則はすべての企業が従わなければならない基準である。現行の会計制度は発生主義会計という枠組みで行われる。この枠組みは実質的決定的原因事実の発生に着目して当該時点で損益（経済的価値変動）を認識測定することにより、企業の実態開示をしようとする根本的な会計思考である。これは現金等の収支に着目して損益を認識する現金主義会計とは異なる会計方式である。両者の違いは原因事実に着目するか現金等収支に着目するかにある。

発生主義会計のもとで、費用損失については発生自体により認識する（発生原則）が収益利益については発生に加えその確実性をその認識要件とする（実現原則）。

そして、上記の企業会計原則の基本的思考（発生主義会計）、及びその元での実現原則は本件社債免除益を含めて会計諸問題を検討する場合、いかなる局面でも常に考慮すべきものである。

イ 金融商品会計基準等

本件の債務免除益は社債という金融負債の消滅を伴うものであるから、会計処理においては、金融商品に係る会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）及び実務指針が適用されることは当然である。

そして、本件の債務免除益に関しては、契約上の義務が消滅した時点の問題であると考えられが、これに関連するものとし

て、「金融負債がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該金融負債の消滅を認識するとともに、帳簿価格とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理する。」としている。

また「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会。以下「会計基準意見書」という。）Ⅲ二3金融負債の消滅の要件において「……債務が免除された時に金融負債の消滅を認識することになる。」と記述されている。

これらを統合して図示すると以下のようになる。

「債務免除」＝「義務の消滅」（負債の消滅）→免除益の金額算定  
（認識要件＝認識） （測定） （会計処理）

すなわち債務が免除されたという原因事実が存すれば社債の消滅を認識することとなる。当然であるが、原因事実なくして負債は消滅しない。

#### ウ 両者の関係

しかしながら原因事実＝認識要件である債務免除については、上記金融商品会計等にはこれ以上の記載はなく、具体的にいかなる状況に至った場合に認識要件を充たすのかすなわち認識時期に関しての記載はない。金融商品会計等は金融負債の増減を扱う基準であり、上記の3つの消滅要件についても一般常識的な内容の記載であり、これは損益の認識基準として作成されたものではないので当然であるとも考えられる。

したがって、原因事実＝認識要件としての「債務免除」につ

いての認識時期については、一般的な会計基準である企業会計原則の趣旨に従って会計判断する以外にないのである。

また、金融商品会計等の記載内容は極めて多岐にわたっている。すなわち、金融商品の範囲、その発生と消滅、その期末評価等である。

そして会計基準意見書Ⅱには、「本意見書の位置づけ」として「・・・資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、金融商品に関しては本基準が優先して適用される。」とされているが、その他の内容、すなわち金融負債の消滅等に関してはそのような優先適用記載はない。したがって、債務免除及びその時期については企業会計原則に従って解釈するしかないのである。

したがって、原決定のごとく、金融商品会計基準及び実務指針のみによって、本件会計処理を考察することは失当である。

エ. なお、付言するに、そもそも、相手方自体、当初の主張においては、企業会計原則に照らして当該債務免除益を未実現収益と述べていたものであり、この点からも、企業会計原則による会計処理の妥当性が裏付けられよう。

## (2) 本件の帰結

社債権者の免除意思が平成17年8月3日に示され、同月22日には当該意思表示は合法的と認められた。債務免除は社債権者の意思表示によって行われるものであるから、会計的にはこの時点で経済的価値変動事実の発生として債務免除を認識し社債債務は消滅する。慎重な判断のため実際には一部支払い(13億)の実行可能性を考慮し、8月末にその最終判断を行って免除益を帳簿記帳する。これらの会計判断は一般的な会計原則としての企

業会計原則並びに金融商品会計基準及び実務指針に基づいた処理である。

なお、上記会計判断は法律的な債務消滅判断とは切り離して行うべきである（このことは、実務指針43項が、3号において、「第一次債務者の地位から法的に免除される。」と規定しているのに対し、2号においては、単に「契約上の義務が消滅する。」と、敢えて法的との文言を用いていないことから明らかである。）。したがって、現実には認可確定日が平成17年8月30日であり、社債消滅登記が平成17年8月31日であることは、上記会計判断の結果と一致しているが、仮に法的債務消滅時期が平成17年9月以降であったとしても、実質判断により会計的処理は影響を受けないものである。また、10月21日の和解契約及び13億円の支払いは、残債務の支払履行手続きにすぎず、損益（経済的価値変動）を認識すべき時点ではない。

### 第3 法的債務消滅時期(②)について

#### 1 はじめに

以上より、②の点を検討するまでもなく、原決定の判断には誤りがあることは明らかであり、取り消しを免れないと考えるが、仮に、①の点はさておくとしても、本件における法的な債務消滅時期は、平成17年8月中であることは明らかであり、この点からも、原決定の判断は失当である。

#### 2 理由不備

原決定は、本件和解契約が、「平成17年8月末日限り13億円が支払われるのと引き換えに本件債務免除をするもの」であり、平



成17年8月末日の経過により当然債務免除の効力が発生するとの内容だと解することはできず、13億円が支払われたときに、債務免除の効果が発生する趣旨であると判断した。

しかし、原決定は、何故13億円が支払われた時に債務免除の効果が発生するのかという尤も根本的な問題につき、何ら理由を示しておらず、単に結論を述べたにとどまるものである。

よって、原決定には理由不備の違法（民事保全法16条本文）がある。

### 3 抗弁権

そして、以下の理由によれば、本件における債務免除時期は、平成17年8月中であることは明らかである。

(1) すなわち、「引き換えに」との本件和解契約上の文言は、抗弁権を定めたものに過ぎない。

つまり、抗弁権は、当事者の合意や特約によっても当然に認められる。そして、「引き換えに」との合意がなされた場合には、その合意の趣旨は、同時履行の抗弁権を定めた点にあるものと解釈すべきである（例えば、大審院民事部大正8年3月28日判決（大審院民事判決録25巻581頁）は、「判決ニ於イテ相手方ノ反対給付ト引換ニ給付ヲナスヘキコトヲ命ズルニハ（すなわち同時履行の抗弁権が認められるには）・・・唯引換ニ為スヘキ給付タルコトヲ以テ足ル」として、当事者間の特約上、寄託物につき仮庫入証と「引換え」にのみ渡すべき約束があることを理由に引換給付を命じ得ると（すなわち、同時履行の抗弁権を肯定）している。また、例えば、東京高等裁判所平成8年11月20日判決は、契約上、「引換え」給付の文言があることを理由に、敷金返還義務と不動産明渡義務とが同時履行の関係にあることを認

めている。)

なお、相手方は、原審において、免除が本来単独行為であるから抗弁権とはなじまないこと、本件債務免除が抗告人にとって有利であるから弁済の確実な履行が不可欠であることを理由に、「引換えに」との文言が抗弁権を定めたものであることを否定する。

しかし、単独行為であることと抗弁権ということは何ら矛盾するものではなく、前者の批判は当を得ないものである。

また、本件債務免除は、後述するとおり、抗告人のみならず、債務免除を行う社債権者にとっても、履行の確保という多大な利益を付与するものであるから、後者の批判もあたらない。

よって、「引換えに」との文言は、社債権者に対し、抗弁権を付与したものに他ならない。

- (2) そして、抗弁権である以上、その利益を受けるもの（すなわち社債権者）の主張がないかぎり、「引換」ということを斟酌する必要はないところ、本件において、社債権者ないし社債管理会社は、上記抗弁権を行使していないことは明らかである。

しかも、本件契約当事者たる社債権者は、後述するとおり、自己に対する支払いを確保するため、平成17年8月中に債務免除の効力を発生させなければならないという意思を有していることは明らかであるから、抗弁権を行使する理由も必要性もないものである。

- (3) 以上によれば、本件和解契約は、「平成17年8月末日限り13億円が支払われるのと引き換えに本件債務免除をするもの」であるが、社債権者が抗弁権を行使していない以上、「13億円が支払われるのと引き換えに」との部分については斟酌する必要は

なく、よって、本件債務免除の効力は、平成17年8月中に発生しているとみるべきは当然である。

#### 4 停止条件成就の効果の遡及

仮に万が一、原審において相手方が行っていた13億円の弁済が本件債務免除の停止条件であるとの主張に沿ったとしても、本件債務免除の効力発生時期、すなわち法的債務消滅時期は、以下の理由から、平成17年8月中であることは明らかである。

##### (1) 民法の規定

すなわち、民法上、条件成就の効力発生時期は、私的自治の原則から、一次的に当事者の意思に委ねられており、当事者の意思により効力発生時期を遡及させることは当然に可能であるとされている(民法127条3項)。

この点、本件においては、以下の理由により、条件成就の効力発生時期、すなわち本件債務免除の効力発生時期は、平成17年8月中であることは明らかである。

##### (2) 本件契約の文言

本件契約は、単に、「13億円が支払われるのと引き換えに本件債務免除をする」というものではなく、「平成17年8月末日限り13億円が支払われるのと引き換えに本件債務免除をする」という内容である。

この点、仮に条件成就時に効力を生ぜしめる趣旨であれば、前者のごとき規定にしておけば必要十分であり、それに加え、敢えて「平成17年8月末日限り」との文言が付記されているということは、正に、(仮に条件成就、すなわち13億円の支払いが平成17年8月末日を経過した時点においてなされた場合においても)本件債務免除の効力は、平成17年8月中に(遡及して)

生ぜしめる趣旨であると解すべきことは明らかである。

(3) 当事者の意思

そして、当事者の意思を合理的に解釈した場合、その意思は、(仮に条件成就、すなわち13億円の支払いが平成17年8月末日を経過した時点においてなされた場合においても)本件債務免除の効力は、平成17年8月中に(遡及して)生ぜしめるものであることは、以下の理由によって、明らかである。

ア すなわち、第1に、本件債務免除の意思表示を行う当事者たる社債権者は、第1回社債権者集会において、単に13億円が支払われるのと引き換えに本件債務免除をするというのではなく、上記和解契約文言どおり、「8月末日限り・・・本件債務免除をする」旨の決議を可決している。

イ 第2に、抗告人は、社債権者に対し、社債権者に対する一部弁済を実現するためには上場維持が必要不可欠であり、かかる上場維持のためには平成17年8月中に債務超過を解消しなければならないこと(すなわち、本件債務免除をせずに法的整理をした場合には、社債権者への配当率は些少なものとならざるを得ないが、平成17年8月中に本件債務免除をすることにより、同月中に債務超過が解消できれば、上記配当率を遙かに上回る10%の弁済を行うことができること)を代表取締役作成の書簡等で広く周知し、社債権者は、平成17年8月中に債務超過を解消することが不可欠であることを十分認識しつつ本件決議を可決していることから、社債権者は、平成17年8月中に債務免除の効力を発生させる意思を有していたと考えるのが合理的である。

ウ 第3に、平成17年10月になされた第2回社債権者集会の

議案は、前記第1回社債権者集会決議に基づき作成される和解契約（すなわち、「8月末日限り・・・本件債務免除をする」という内容の和解契約）に「社債権者は、抗告人作成の事業再建計画に合意する」旨を追加するものであるが、社債権者が、平成17年8月末日が既に徒過していることを理由に、もはや平成17年8月中に債務免除の効力を発生させる意思を有していないのであれば、平成17年8月中に債務免除をするという内容の和解条項は無効ないしは少なくとも社債権者の意思に反するものであるから、同条項に第5項を「付加」して契約を締結することにも当然反対するはずである。このように、社債権者には、同議案に反対の意思表示をし、同議案を否決する機会が与えられていたにもかかわらず、平成17年8月末日限り債務免除を行うという第1回社債権者集会決議そのままの1項から4項に、第5項を付加するという同議案が可決承認され、しかもそれが裁判所により認可されているということは、やはり、社債権者としては、平成17年8月中に債務免除の効力を生じさせる意思を有していたと解するのが合理的である。

#### (4) 小括

以上によれば、原審のとおり、仮に13億円の弁済を本件債務免除の停止条件であると解釈したとしても、本件債務免除の効力は、平成17年8月中に生じたものとみるのが正しい。

#### 第4 結論

- 1 したがって、抗告人が第4号基準に該当する可能性は皆無であるから、原決定の判断は明確な誤りがあることは明らかである。  
よって、抗告人は、原決定の取り消しを求める。

2 また、抗告人がその余の上場廃止基準にも何ら該当しないこと、にもかかわらず相手方が抗告人の株券を上場廃止にする虞が極めて高いこと、仮に相手方が抗告人の株券を上場廃止にすれば、抗告人は回復困難な損害を被ることは必至であることは、既に原審において詳細に主張したとおりである。

よって、抗告人は、相手方が抗告人の株券につきジャスダック証券取引所における上場を廃止してはならないとの決定を求めるものである。

以上

これは正本である。

平成18年3月14日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官